

第十七回 参議院農林委員會會議錄第六号

昭和二十八年十一月六日(金曜日)午前十一時十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
森田 豊壽君
白井 勇君
戸叶 武君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
佐藤清一郎君
重政 庸徳君
関根 久蔵君
横川 信夫君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
河合 義一君
清澤 俊英君
松浦 定義君
鈴木 一君

國務大臣

保利 茂君

農林大臣

篠田 弘作君

農林政務次官

渡部 伍良君

農林大臣官房長

小倉 武一君

農林省農林經濟局長

前谷 重夫君

事務局長

安案城敏男君

第九部 農林委員會會議錄第六号

昭和二十八年十一月六日【参議院】

本日の會議に付した事件
○委員長の報告

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国有林野事業(内閣送付))
○農林政策に関する調査の件
(冷害対策に関する件)
○市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十八年における冷害等による被害農家に對する米麦の売渡の特例に関する法律案(内閣送付)
○調査承認要求の件

○委員長(片柳眞吉君) それでは只今から委員會を開会いたします。

先刻の理事打合せの結果を御報告いたします。お打合せの結果、第一点は、問題になつてゐる開拓資金の金利の問題であります。この点につきましても、一応委員長におきまして、農地局長、農林中央金庫と相談をいたしまして、できるだけこの問題を円満に処理したいという趣旨で、今少しく一委員長にそういうような処理をするに御了解を得たわけでありまして、今少しく最後の措置につきましまして、お待ちを頂きたいと思ひます。

第二は、農業委員會委員の任期延長の法律案の件であります。これはすでに御承知のように、衆議院で全会一致で通つて本付託になつておるわけでありまして、この法案につきましまして、お打合せを頂いたものであります。

が、本日は質疑に入りまして、でき得るならば本日中に討論採決まで持つて行きたいというふうな考え方であります。但しその場合において、単に供出割当だけで委員の任期を延長することは、この前の任期延長の趣旨と全く違つておるもので、やはりいわゆる農業団体再編成という含みもあるかどうかをもう一遍確めまして、それに対して政府から適切な答弁を求めたいという御意見が強く出ておりましたので、その旨政府には連絡をいたしておきます。

冷害関係の法案は、まだ質疑は残つておりますが、併し大体御質疑も相当地進行しておりますので、又会期も明日中に迫つておりますので、本日予算委員會との関係がありますので、今大体の御了解がつかまつて、正確に午後一時に副総理、大蔵大臣、農林大臣の出席を求めるところに話が付きまして、その時間が長いと思ひますが、その時間の範囲内において重点的に政府当局に御質疑をお願いしたいと思つております。当初から絶制的な質問をいたしまして、続きまして各委員から更に御質問をお願いしたいということに決定をいたしましたわけでありまして。

第四の点は、農業委員會委員の任期延長法案以外はまだ本付託になつておりませんが、逐次衆議院から廻つて来ると思ひますが、こちらに本付託になりましてならば、質疑を成るべく早く終了いたしましたして討論採決に入りた

い、明日中にはどうしてもこれは上げなければなりませんので、上つて行き次第討論採決に入りたいということに相成つたわけでありまして。

それから被害農家に對する資金融通の特別措置法案と農林漁業金融公庫法の一部改正案につきましては、附帯決議を出したかどうかということは一応文案を用意しておりますので、これは後ほど又正式にお諮りをいたします。それが、あとで配付いたしますので、あらかじめ御覧をおきをお願いしたいと思います。

それから最後の点は、ずっと継続審査になつておりました確安関係の需給安定法案、それから本日提案される予定でありますところの林野庁の仲裁裁定の問題、それから食糧問題その他を含めましての農林政策の調査、これは継続審査に持ち込んで参りたい、こういうことに決定をいたしましたので御協力を願ひたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) それでは公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件を議題といたします。

先ず政府委員より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(篠田弘作君) 只今から、昭和二十八年十月二十七日に、公共企業体等労働委員會が、公共企業体等労働関係法の適用を受ける林野庁職員(昭和二十八年一月一日以降の賃金改訂及び増額に関する紛争)について行

いました仲裁々定第十八号を国会に上程いたしましたし、御審議願う次第につきまして御説明申し上げます。

本年二月二十三日に林野庁職員代表は、一月以降の賃金改訂及び増額に関する要求書を林野庁当局に對し提出いたしました。両当事者間に對し提出した数次の団体交渉が行われましたが、當局側がこれを拒否いたしましたので、職員側は、四月六日団体交渉を打ち切る旨當局側に通告し、同日公共企業体等中央調停委員會に對し調停申請をいたしました。同委員會は、六月二十六日調停案を提示いたしました。當局側は九月七日、職員側は同月一日、それぞれ全面的には受諾困難の旨同委員會に對しまして回答いたしましたので、同月十一日調停が打ち切れ、同月十四日職員側は、公共企業体等労働関係法の規定によりまして、仲裁申請を行なつたのでございます。よつて公共企業体等仲裁委員會は、これが審議を重ねました結果、十月二十七日これら御審議を頂きます仲裁裁定を行なつた次第でございます。

同裁定の第一項、第三項及び第五項の実施並びにこれらに関連した経費といたしまして、本年度約八億七千万円を必要とする推定されますが、この追加経費は、昭和二十八年度特別会計予算の歳入歳出予算に含まれておらず、且つ、裁定第一項の実施につきましては、予算規則第八條による給与総額の金額を超過することは明らかでございますので、公共企業体等労働関係法第

九條第一項の規定に基づき、国会の議決を要するものと推定され、この追加経費は、昭和二十八年度特別会計予算の歳入歳出予算に含まれておらず、且つ、裁定第一項の実施につきましては、予算規則第八條による給与総額の金額を超過することは明らかでございますので、公共企業体等労働関係法第

九條第一項の規定に基づき、国会の議決を要するものと推定され、この追加経費は、昭和二十八年度特別会計予算の歳入歳出予算に含まれておらず、且つ、裁定第一項の実施につきましては、予算規則第八條による給与総額の金額を超過することは明らかでございますので、公共企業体等労働関係法第

九條第一項の規定に基づき、国会の議決を要するものと推定され、この追加経費は、昭和二十八年度特別会計予算の歳入歳出予算に含まれておらず、且つ、裁定第一項の実施につきましては、予算規則第八條による給与総額の金額を超過することは明らかでございますので、公共企業体等労働関係法第

九條第一項の規定に基づき、国会の議決を要するものと推定され、この追加経費は、昭和二十八年度特別会計予算の歳入歳出予算に含まれておらず、且つ、裁定第一項の実施につきましては、予算規則第八條による給与総額の金額を超過することは明らかでございますので、公共企業体等労働関係法第

九條第一項の規定に基づき、国会の議決を要するものと推定され、この追加経費は、昭和二十八年度特別会計予算の歳入歳出予算に含まれておらず、且つ、裁定第一項の実施につきましては、予算規則第八條による給与総額の金額を超過することは明らかでございますので、公共企業体等労働関係法第

九條第一項の規定に基づき、国会の議決を要するものと推定され、この追加経費は、昭和二十八年度特別会計予算の歳入歳出予算に含まれておらず、且つ、裁定第一項の実施につきましては、予算規則第八條による給与総額の金額を超過することは明らかでございますので、公共企業体等労働関係法第

体給當地の作況に應じてこの対策を講じて参りたいという上からいたしました。て、只今のところはそういう考えを以ていなかつたのでございますけれども、これは十分一今後検討をいたす事です。ことといたしたいと存じます。

第二の営農資金の枠につきまして、いろいろ御意見があらうかと思ひますけれども、これは又どうも私の立場からいたしまして、原案をお願い

たしておる立場からいたしまして、まあ大體いいのじやないかというのを申上げるよりかはいいわけでございますが、これはまあ併し冷害に對しまして、特に冷害対策に對しまして御心配を頂いておられます。兩院の委員会の各位の十分関心と御注意を頂いてある点でございますから、一つ法案によつて十分御検討頂くようにお願いいたします。と思ひます。ただ申金でどういふふうに申しておりますか、農林申金で困るのは、これは米の代金の関係もございまして、事務當局の申しておるところでは、この當農資金が政府資金の応援を仰ぐにあらずんばやつて行けないというふうなふには実は考えていないのでございまして、これはこれについて又事務當局から一応御説明を聞いて頂きたいと思ひます。私は申上げるまでもなく、私が申上げる必要もございせんけれども、いづれ大蔵大臣が出席されれば、この政府資金の現状或いは見通しについては又お話がある、御説明があるかと存じます。が、とても農業共済保険の支払いですら政府資金に十分期待できないというふうな状態にあるようでございますから、甚だむづかしいのじやないかと思ひますが、當農資金のほうは今日までやつて来ております系統金融機関を主軸として、一つその所要を賄いますようにやつて行くのははなからうかと、こういうふうには私は考へておるわけなんです。であります。

○委員長(片柳眞吉君) 最初の御答弁の点は必ずしもまだはつきりしないようでありまして、先ほど申上げましたように、十月五日と、僅か十日を離れました十月十五日のこの間の調査でも百万石弱の減収でありました。これは金額に換算しましても、やはり百億近い農家減収というものがはつきりして来ておりますので、勿論これは財政上の問題もあることは承知しておりますが、只今審議中の法案の採決の点から、やはり第二次補正をやつてもらうという大臣の御方針が或る程度はつきりしませんと、ちよつと私も困るという御意見が一般的であります。非常な明確な答弁はなから、むづかしいかも知れませんが、重ねてその問題を今少し打明けて御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(保利茂君) この今回の予算の執行で、どういふ効率的な効果をあげ得ますか、第二次補正、これはとにかく現在御審議を願つております予算が、誰かと言つても十分満足だ、これで結構だと言われるかたは一人もないわけでございますから、これはそれで十分間に合うかと言へば、これは何とか間に合せなやならん、間に合うようにやりますと、こう申すのははなわいわけでございます。ただ今日の収獲予想の発表は、私の承知しておりますところでは、まあ先ほど申しますように、その全部が冷害の進行によつて来ておるわけでもないわけ、一番主たるところは、この十三号台風の被害が非常に進度を加へておる状態からいたしまして、冷害対策としては、私は決して委員長の御意見を考へないとは申上げませんけれども、今日第二次補正に更に冷害対策を考へるというところは、これはどうも私一存では申上げ得ない、私の氣持だけ言へばいいじやないかということになるかも知れませんが、これと言ひましたところ

で、私自身實際確信のないところでございまして、申上げ得ないわけでありませう。

○委員長(片柳眞吉君) これは大臣御承知だと思つておるのですが、我々も今日の作況を見まして、北海道、東北が若干上つておるでしょう、これは私分析すれば、やはり日本海方面と太平洋岸との関係で、やはりいづゆる太平洋岸のほうは府県別に見れば下つておるのじやないかと私は見ておるし、それから関東、東山地区が非常に減つておる。勿論東海地区の十三号台風が一番減つておるようであります。が、やはり関東、東山の冷害というものが予想以上にひどいということが出ております。そういう点からも、冷害としてやはり状況は更に悪化して来ておる。これはもう申すまでもないのです。冷害対策は今年一年限りの措置であつて、向うのいづゆる出水害のように、紐の付いた年度制の計画でやるというにはならないので、今年限りの問題でありますので、而もそれが米麦の主要生産地帯にも屬しておる。で、まあ来年の再生産を考へても、やはりこの際できるだけの手を打つて頂きたいというのが、これはもう大臣御承知のことであるが、何も向うで取合をするわけじやないものであつて、これはもう今年限りの措置でありますので、そういう点からも、一つ実態が、更にこれは十二月の実収によりはつきりして来ると思つておるのですが、それと合せて是非ともこれは冷害として、第二次補正をお考へをお願いしたい、こういうふうには実はお願いをするわけ

です。

○國務大臣(保利茂君) 冷害対策と災害対策の考へ方の根本に對する委員長

○委員長(片柳眞吉君) そうすると、重ねてくだいようですが、今の冷害対策というものは、作況数が、少なくとも十月五日以前の作況で大体立てられたと、こう見て間違ひございせんか。

○國務大臣(保利茂君) いえ、私は、精神は冷害の対策の何と申しますか、構えと申しますか、これは私は實際現地を見ましてから、こういう処置はどうしてもやらなきゃいかんという考へを持つております。ただ金額的には、お話のように十月五日の中間調査の結果、これから更に悪くはなつても、よくはならないといつた上に立つて、こゝうして来ておつたわけでありませう。

○委員長(片柳眞吉君) そのところを、ちよつとくだいようですが、大臣は現地を御覧になつておることも万々承知をしておるわけですが、すると、やはり予算を組む計数として、十月十五日の今日発表されたわけでありませうから、予算編成の準備期間に入れましたも、私は最も早いデーターとして、やはり十月五日の五千四百四十一万というものが、大體これがデーターになつて、私は今日の第一次補正予算ができておる、これは私は見るを得ないと思つておる、これはやはり第二次補正をやる場合の情勢の變化と

いうものを、いつと比較すればよろしいかどうかということにも、これは関連するわけでありまして、甚だくだいようであります。が、どうも實際の上であれとしては、そうなると思つておるが、その点を一つ御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(保利茂君) これは面も私はもう率直に申上げたと存じます。が、各県々でこれだけの被害が出ておる。で、この県に對してこういう事業計画を立てて、それでどういふ予算措置をしなけりやならんという、實際細かい基礎的な数字を求めると言ひましても、これは當時としては實際無理であつたわけでありませう。ただ先ほど委員長からもお話のように、冷害対策はとにかく当面、災害対策はまあ後年に引いて行つても、冷害対策はとにかく十分各県の窮迫している農家を對象として直ちに取らなきゃならん。ですから、できるだけ多くの予算措置を講ずる必要がある。で、当委員会のお申入の事項も、そういう根拠の上に立つて、精神の上に立つておるものと私は了解を持つておりましたが、また未だに、と申上げては何ですけれども、とにかくまあ予算の審議中ではございませうけれども、とにかく今大急ぎで各県當局と各村々において、どういふ事業計画を持つか、事業を営むか、やるかというふうなことも、只今進行いたしているような状態でございます。無論これはもう予算の制約も受けましから、予算の範囲においてその計画を取上げて行かなければならんけれども、従ひまして、この五千四百四十万石、それでこれだけの予算、五千三百四十七万になつたから、こうというよう

なわけにはどうも行かない点は……、それが本当でございましょうけれども、今回の場合は、そういう経過であつたということを一つ御了解を願ひたいと存じます。私ももといたしましては、とにかくこの第一次補正の中の冷害対策を以て、できるだけ一つ効率的に、實際地についた、これが一銭でも多く農家の實際収入に添加して参るよう努力を払つてみるつもりでありますから、お話のように、実収高に至つて更に大幅な変動が来るという様なことになりますれば、これは又考へなければならぬと思ひますけれども、この場合、当面はこれで一つ冷害対策を推進して参りたい。御質問の御趣旨に副わないかとも存じますけれども、御了解を願ひたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 私から最後の審議は、今日発表された十月十五日の五千三百四十七万というものは、これは露知らざる数字であつて、最近の数字としては、五千四百四十一万を最近のこれはデーターとして頭に置いて、今日までも審議をしておりますし、又明日にでもこれを議しますならば、その頭で我々は議せざるを得ないということだけを申し上げまして、これだけにしておきます。

○國務大臣(保利茂君) この各冷害対策の予算措置といたしましては、先ほど来申し上げた通りでございまして、先ほども、営農資金は、結局これは減収被害農家に対する個々の融資になりますから、これは私は決してこれでよからうとは申し上げ得ないわけでありまして、只今衆議院のほうにおきまして、その点について十分御審議を願ひておるよ

うでございまして。一応私どもの出したのには、決してあれで満足でございまして、決したというところは申し上げ得ないといふことだけを申し上げておきます。

○河野三三君 大臣は非常に、例によつて慎重に御答弁なすつておりまして、この農林委員会は、農林大臣と一緒に、あなたと共に農家を養ふと共、食糧問題を語る所でありまして、ですから、ほかの委員会のように水臭くなく一つやるべきだと思ふ。現に農林大臣は余りこの委員会においでになりませんが、これは超党派です。この農林委員会は政党政派を超えてるので、すよ。そういう意味で一つ御答弁願ひたい。そこで簡単に伺ひますが、今衆議院で聞きますと、百五十億の営農資金ですね。これに更に七十五億追加しようということ、今日にも決定するやうな話を聞いておりますが、これはどうなるかわかりませんが、これは、七十五億という追加が参議院においても決定する。こういうことになつた場合には、当然これは第二補正の問題が起ると思ひます。こういう具体的な問題について具体的に御答弁願ひたいと思ひます。

○國務大臣(保利茂君) これは利子補給が予算上の問題になつて来るだろうと思ひます。今度の冷害対策費のうち予備費が入つてゐるわけでありまして、そういうふうな法律修正が行われれば、それによつてやらなければならぬと思ふ。やれると思ふ。又やらざるを得ない。足りなければ第二補正をやらなければならぬということになると思ひます。それから河野さんの御注意をございまして、農林委員会に水臭い

と、こうおつしやいますけれども、決してそういうつもりじゃないのでございまして、ほかの委員会で申し上げてゐるところとは私自身としても気を付けて申上げて……、付け方が少し足りないかと思つております。農政のために超党派的に御心配を願ひたいことに對して十分私は承知いたしておりまして、

○河野三三君 いや、ちよつと農林大臣が言葉が非常に重いので、私はそんな気がしたので……、まあそういうことはいいでしよう。次に昨日でしたか、米食率を一律にするというので、生産県の米食率を、例えば青森であるとか、福島であるとか、岩手であるとか、これを下げて、現に下げておられる。その他数県これに準じて下げるというのですが、その他数県というのを一つ御明示願ひたいと思ひます。水臭くなく……。同時にこの生産県の米食率を下げるということは、全国米食率を一律にする、こういうことですか。

○國務大臣(保利茂君) その第一点は、割当をいたしますときに県側と話をいたしておりますから、それは私は食糧庁長官から申上げてよろうと思ひます。それから米食率を全国一律にする方針でやつておられるのか、これは私はそのほうが本當と思ひるのでございまして、そのほか、その生産県の供出関係、まあこれも随分経過的に矛盾を感じつて、現在でございまして、配給をやつておるわけ、これは決して、全体の消費者から言へば妥当にやなからうと思ひますけれども、これは全く供出を円滑ならしむ手段としてとられて来ておるわけですから、そこでやつぱりよその県に

出して頂くという、出させるという何から言へば、一遍にそういうところもすばつと全国一律というわけにはどうも行かない。やれたらそれは結構だと、私自身でそう考へておるわけですが、実際のこれは又食糧管理をやつて行きます上から、なか／＼困難があるやうでございまして、それを強行的にやらせることは、却つた供出を円滑ならしめる結果になるんじゃないか。で、まあとにかくほかからお世話にならないけれども、東京の消費者の消費に、それが東京の消費者よりも米の配給を余計もらつたという私は根拠は何もないやうに……、それでまあその点は生産県から消費県に移つた各県においても、まあどうだということですが、付いて行つてゐるんだと、こう思ひますが、詳しいことは食糧庁長官から……。

○河野三三君 この米食率を一律に行きたいという理想を持つておられる、ただそれには時間がかかるということとでございまして。そこでそういうやうな方針でおられますと、現にその第一着手として、青森なり、福島なり、岩手なりをやられた。そうすると、これは今度の消費県の消費者にすれば、生産県の配給日数を、十八日を十五日にするとか、十七日を十五日にするとかによつて、今度消費県の生産者はその米がこちらに廻つて来るという期待を持つておる。まだ実施されたのは極く一部分でありまして、片方青森、福島で割つた分が、東京なり、京都なり、大阪なり、その他の消費県に廻つて来るという期待を持つておる。数字的に申すならば、現在まで消費府県の配給日数が十五日であつたものが、農林大臣がそういう措置をとられることによつて、順次これが十五日五分になる、こういう期待を持つておるわけですが、こういう期待は間違つた期待じゃありませんか、そういう期待を持つていいんですか。

○國務大臣(保利茂君) 一昨日も河野さんの予算委員会の御質問にお答えいたしておりますように、今年の需給関係は極めて窮乏いたしておるという事は、もうこれは全國民どなたも御承知のところでありまして、従つて私といたしましては、従来の最低配給量は何としても確保いたしたいといふのが念願でございまして、私の責任のそれは限界点だらうと思ひ思ひでございまして。それでそういうふうにいいたしますのも、結局従来の東京から十五日の配給を確保いたして参りますためにとつておられます処置でございまして、これが十五日の線を守つていこうと、ぎり／＼一杯で、それを一分でも半日でも殖すといふことは、到底これは望み得ないところであることは、一つ消費者側におかれても御認識を願ひたいといふことを、私は当委員会を通じてお願いいたす次第でございまして。

○河野三三君 最後に、私はこの食糧の問題、特に米の問題で苦心はわかつておりますが、決してどうこう言つておるではありませんけれども、ただ農林大臣が只今おつしやつたように、私一昨日ですか、予算委員会で米食率を維持してもらいたいといふことを伺ひましたところが、米食率を維持するため、その責任を持ちたいという御答弁

のが、農林大臣がそういう措置をとられることによつて、順次これが十五日五分になる、こういう期待を持つておるわけですが、こういう期待は間違つた期待じゃありませんか、そういう期待を持つていいんですか。

農家としての対象にならないのが相当額の資金をついでやらないし、一番困っている。ただ標準が三割以上という

ような標準をとられるだけであつて、二割なら二割の減収というものは事実ある、これはやつぱり一つの病氣にかかつている。被害の度が違ふだけである、そういう農家に對して控除して頂ければ、仮に只今農林大臣が言つたように、衆議院、参議院で九十五億に仮に増しててもなかつて容易でない問題が出て来る、これらに對しては絶対お構ひにならないお心なかつたらうか、お伺ひしたいということ、今一つは、この第二次の補正の問題について、これと併せてお伺ひしたいのであります、そういう面を考えれば、当然ここ当分の様子を見て、足らなかつたならば何と申してやる。現実に実情が出たら第二次補正を出すというような腹構へが必要じゃないかと思ふこと。第二には、農林省で先般出された第一次補正予算の要綱が、大体冷害だけでも百六十九億幾らになつておると思ふのです。そのうち凶災の額六十九億を引きましても百億いくらになつておるところがこの予算に組まれております。冷害の実質のつかめる分は九十五億、ところが減つておるところが現実に今日渡された資料を見ますと、當時は十月の多分五日を中心にしてやられたのだと思ふが、それを見ますと、全国平均水稲において八九%、十月十五日におきましては八二%と被害率は殖えている、金も余計かかるといふ実情なのに減らした予算が出てくる、こういうことを考えて見まして、勿論足らんことは大体わかつておる。それから第三番目に私は考えなければならぬのは、この冷害対策のいろいろ要綱を見てみましても、米が足らなかつたという消費県に廻つた転落県

などは、現に食糧の食率を日数において減らしている、これまでのことをしているのではありません、従つて来年の春先すぐ食糧の増産の計画を立てて「いも」を麦なら麦の増産の計画を立てて食糧の増産を一日も先に行かせなければならぬのじゃないかと思ふ。それらのことは一つも予算に見えておらんのであります、これくらゐのやほり親切心を持つてもらわなければならぬ。そうすれば、今それまでのことを考えてもらいたい。それでも麦などはもう間に合ふと思ひますが、それがかして料を渡し、増産せよとか、何とかして少くとも間に合ふように、それがひとりその果だけではない、国全体の不足を補う上においては私は十全の施策だと思ふ。それくらいのこと考えて頂きますれば少しづつ差が出て来ますれば相當の額のものが考えられるので、それらのことを総合的に、まあ額の多少は別として、まあ足らんかつたから第二次補正予算くらいのもはしなればならぬ、いろいろ思つておることもあろうと思ふから、そういうものを一つ検討して第二次補正予算を強力に一つやつてみる考えだ、この御答弁があるかと思つておりましたところ、そんなものは何にもない。これはどうも農林大臣として誠に私は遺憾に堪えない次第であります。それだけの親切心を持つてくれなければ、これだけの災害を受けた農民は生きて行く途がないだらうと思ふ。私は水害というやうな、ああいうものに対するの考え方と、この冷害というやうなものとの考え方の基本においては、大きな違いがあると思つておる。水害のやうなものとは一つの外傷で、これは金を

かけてばつと治せば、これは本當に治しきれぬ。ところが内部的な病氣でありますところの冷害等は、これは農民全体の上に敷いかぶさつて、仮にお前は凶作の農民でない、冷害農民でない、こゝろ言われましても、それが二割か一割仮に違ひするならば、新潟県の例をとれば四百五十万石の餓が全体だとしても、それが二割減りますれば九十万石の直ちに収入減ということになりまます。これは重大な、やはり農家経済上の病菌を体の中に持ち込んでしまふ。そしてみましますならば、そういう点からも、やはり直接の今足腰の立たんという冷害農民を救ふと同時に、やはりそこを弱つて来ている体自身を救ふという二つの方法が考えられなければならぬ、そういうことを少しもお考えになつておらんのです。大体要綱にあるように考えておられなければならぬ。私は時間がなくて駄目だと思つた。そういうことを考えてみましたならば、第二次補正予算くらいは考へておるくらいのこととおつしやつてもいいのだらうと思ふ。今片柳委員長の質問に對しましては、そういう御答弁がなかつた。この点は第二次補正予算でも何にも考へておらんとおつしやるのか……

○國務大臣(保利茂君) 冷害対策を薄めて広くやるという考えは絶対持たせぬ。激甚地に對して本當に客観的に見て困として放つて置くことはできやしない、村としても放つて置くことができないというやうな地帯は、この窮屈な予算でありましても漏れなく一つやるようにしなければならぬ。併し私はこれはもう恐らくあなたもそうだらうと思ひますけれども、農家の冷害

害による米の収穫減から来る全国農家の絶對的な収入減は相當大きいと思ひます。併し又その中におきましても、凶作の中において本當に今日明日食べ物のないやうな激甚な被害を受けている農家と、ともあれ、とにかく或る程度の供出もできるというやうな農家は、著しく経済上のアンバランスが出て来るのではないかとおもうことを申す。それでそういう上から行きまして、私はこの場合いろいろの御不満もございませうけれども、米の値段にしまして、或いは凶作によつて凶作係数をまあ一応五百円概算で価格に入れておられますが、これにいたしても供出をせられる農家と、供出どころか、食うものもないという農家とのこの経済上の矛盾と申します、これは恐らく誰でも感じる、即ち凶作係数によつて凶作地は何ら救われるところがないじやないかというところは誰しも考へるところでございませう。それだから冷害地に對しまして、冷害対策はどうしてもそういうふうな被害の甚しい地点に私は重点的に施行して行くべきである、無論それは二割減くらいのも、一割減くらいのも、或いはその一割増や二割増しているところのこととも考へれば、それは大事であることは間違いないです。間違いないけれども、とにかくこの窮屈した財政状態の中、差当り手を差延べるところはやはり私は被害が甚しいところに向つて行くべきであらう。無論もう私は決してそういうふうな一割、二割のところを、それじやもう構わんで放つておいていいというところは決して申しませんけれども、差当り国の力として延びるところは、そういうひとところ先に

ず重点をおいて考へて行かなければならぬのじゃないかというように私は考へておるわけでございませう。なお第二次補正につきましても、先ほど委員長に非常に詳しい答弁をいたしておるわけでございませう、どうぞ一つ何分御了承願ひしたいと思います。○清澤俊英君 只今困つておる激甚被害農家に對して是非手を打つ、これに對しては異存ありません。これは是非やつてもらわなければならぬ。それにしてみましても、この要綱を作られたときの農林省が、これはいいじやないかと言われたときの予算から見れば、共済を除いて約五億ばかり減つておる、而も災害は殖えているのじやないか、こういうのです。その分において、もうすでに減つておるじやないかというのが一点と、それからいま一つは、それは勿論せんければならぬが、それだけでは工合が悪いじやないか、冷害というやうな一般的な全部がこゝろつておる災害についてただ一線を引いただけで、まあ激甚な被害をこゝろつておるのには引くことは当り前です。一刻も早くせんければならぬから、我々も審議を一〇〇%やりませんで、面倒なこととはあとへ残してでも明日中にでも通したいということを思へばこそ、少くとも無理なことがあつてもという考へでやつておるのだが、従つて政府におきましても、そういうやうな残された部分に對して今一応考へてみましたならば必要なものが出て来るのじやないか、そういう場合には第二次の補正予算を考へておるくらいに御答弁があつていいのじやないかというのが私の質問であつて、考へる必要がないと、こゝろおつしやればそれま

で話ですから、この点はやめておきましよう。第二番目にお伺いしたいのは、その激甚地と申しますか、激甚なる被害をこうむつた農家というものの標準を、大体今までの御説明によりますと減収率でおきめになつたようでありますが、大体それで間違ひありませんでうか。

○國務大臣(保利茂君) これは実際の事情に適應したに行かなければならぬと思ひますが、第一番に、これはもうとにかく收穫の全然ない所も出ておるわけでございます。これは文句はないわけですが、收穫皆無或いは收穫皆無地帯と同じようなひどい所は、これはもう絶対に漏れるようなことがあつてはならぬ、そういうふうな第一段には考へておるわけでございます。と申しますのは、資金でありますとか、飯米の問題でありますとかは別といたしまして、主として救農土木の事業を起す地帯のことを私は今申しておつたわけでございます。その点は誤解のないようにお願いいたします。

○清澤俊英君 いろ／＼救農土木とか、飯米とか、営農資金とかの貸付で標準は違つておりますが、大体お伺いしておるところによりますと、御発表になつた各村の減収率というふうなものを中心にして考へになつておるのかどうか。そのほかにまださういふもの以外に標準をお持ちになるのかどうか、これをお伺いしておるのであります。

○國務大臣(保利茂君) これはもう第一はやはり一般的には私は減収率で見ることが一番正しいのだからと思ひます。同時に、第二はやはり減収率もより重要でございますが、この開拓地

等に対しては特別に考慮しなければならぬやないか、こういうふうな考へております。

○清澤俊英君 ところがその減収率だけでやつておられますと、非常に妙なものができ上ると思ひます。さういふことは、昨日頂戴しましたけれども各村の何をちよつと目を通しただけでもこういう矛盾が出ています。青森県の東津軽郡の新城市では反収が一石八升一合で三七五三になつておるのです、減収率が……ところが同じ福島県の東湯野町、ここでは一石八升三合で五七六六になつておる。收穫が一石八升一合で三七五三、さういふ減収率になつておる。片方は同じ一石八升三合で五七六六、非常な差違ひがある。この率だけじやとても私は問題にならないと思ふ。さういふものがここに

出て参つておられます。なぜさういふことをちよつと考へたかというところ、平均すると青森県におきましては三七五三、四の減収率になつておる。福島県が五八％の減収率になつておるので、どうもおかしいやないか、青森県が常識とすれば減収率が高いわけだが、さういふのであつてみますと、さういふものが出ておる。新潟県の場合で自分の知つておる村をちよつとあけてみますと、西蒲原の升湯村という所では、收穫が反収が二石一斗五升で一六％の減収になつておられます。それから北魚沼の須原村では一石六斗九升二合の收穫で一五％になつておる。收穫におきましては、四斗か五斗違つておつて、パーセンテージはほぼ同じ、一石五斗の收穫と言ひましたら普通の所ならばこれは凶作地帯だと思ふ。それがたつた一五％の減収率になつておる。

北蒲原の葛塚では二石一斗ありまして、そして一五％八、同じ木崎では二石五斗二合ありまして、これは一五％三になつておられますが、さういふ二石もあつて一五％というのは、これはまあわかりませんが、同じ赤谷では一石五斗しかとれていない、二石どころではない、一石五斗、それで一六％しかない。これをさうしてみますと、どうも減収率だけでやられますことは非常な私には無理がでると思ふ。だから結局收穫が常に低い。これは赤谷にしても、常にも須原村にしてもさういふのであります。それが減つて米であるのであります。それから、これは減収率は少ないと言ひましても、さういふ所で減つたものは、同じ減つても減り方が全然パーセンテージが出て参りませんでも、收穫を中心にして考へると完全な凶作地帯だと思ふ。さう考へられる。これが一六％、赤谷は一石五斗、一六％、さういふところはさういふ、さういふ恰好になつてしまふ。これは一つ減収率だけで考へられることはやめて、やはりその村の事情を中心、常の経済状態等を中心にした考へ方を相当加味してあらわなかつたら重大な問題が起きると思ひますので、その点はさういふです。

○國務大臣(保利茂君) いろ／＼の場合が出て来るのだと思ひます。それだけで考へてこの事情に副えないという場合もあり得ると思ひます。従つてさういふ地点に対しては、事情に即応してやつて行くように事務当局でも考へておるところでございます。

○委員長(片柳眞吉君) 速記を止め(速記中止)

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め

○北勝太郎君 供米の補正と完遂奨励金の関係について伺つてみたいと思ふのであります。今年には例年の個々折衝のときに、果知事はいづれも余計供出したくないから減収率が多いと言ひ、農林省側はそんなことはないといふので、若し減収になつたら補正してやるといふ条件が付いていふといふこととありますが、果してどうであるか。

○國務大臣(保利茂君) それはその通りでございます。

○北勝太郎君 さうしますと、さういふような場合における完遂奨励金の問題です。これは今までは人為の関係で、余計供出しなさいといふようなことがあつたから補正をしなければならぬといふような場合には奨励金をやらんといふ、微罰的に奨励金をやらんといふような関係があるのでありますが、今年は今言ふような関係で、人為の加つたものでない、天候の急変でいつたものであるから、そこでこれはむしろ農林省がみずから減額の訂正をしてもらふといふような、誤謬訂正といふような形にして頂いて、さうしてこの完遂奨励金を是非減すようにしてもらひたい、さう思ふのですが、今年は何も完遂せんでも奨励金を渡すのだというお話であります。これはやはり筋を明らかにしてもらひたい、さう思ふのですが、如何ですか。

○國務大臣(保利茂君) その点は北委員のお説の通り、補正には応じて取扱ひをいたして参る方針でございます。

○北勝太郎君 凶作による土地改良区の歳入欠陥についてであります。非

常に土地改良区の経営に支障を来しておると思ふのであります。米の生産の第一条件である水が来年度も来ないといふような問題が起つて来ておる。さう思ふのであります。過般これは農林当局に何つたのでありますけれども、これは今度の営農資金の融資をするから、それで間接に救済するのだといふお話であつたのであります。

併しさうしますと、営農資金のほうに穴があきますので、そこで営農が完全に行かぬといふような問題が起ると思ふのであります。是非この公法人である土地改良区に對しましては、資金の長期融資の方法等によつて是非救済してもらわなければならぬ、さう思ふのであります。大臣の御所見を承かりたい。

○國務大臣(保利茂君) その点は必要があればこれは考慮しなければならぬだらうと思ひます。私詳しくそのところをまだ究めておりませんので、又事務当局ともよく御相談を申上げたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) それでは冷害関係の法律案はまだ御質疑が残つておるはずでございますが、まだ本付託になつておりませんので、本付託になつておりまして、まだ全然審議に入つておりません。市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に關する法律の一部を改正する法律案、これを議題といたします。

本法律案は十月三十一日予備付託になつておりましたが、衆議院を政府原案の通り通過して、去る十一月四日日本付託となりました。本法律案につきましては、去る十一月二日提案理由の説

明を聞いてありますから、直ちに本日は質疑に入ります。

○清澤俊英君 経済局長にお伺いしますが、この前の期間延長の法案が出ましたときは、農業委員会の構造を要するという法律案が出ておりましたので、それが通るといふ見通しで延ばされたと思うのです。一月一日まで延ばしたと思ふのです。今度の提案は供米に支障を来たすという趣旨になつておるようでありますが、その提案の基本的概念が違つておるようでありますが、前回の法案が持ちます基本的な意味合いは、やはりこのたびのようにもう黙つて附いて廻つておるのかどうか、そういうことは全然考へておられるのかどうか。

○政府委員(小倉武一君) 前回の農業委員会の委員の任期延長の法案を御審議をお願いした節は、御指摘のように農業委員会法、それから協同組合法の両改正法案を御審議願つておることでもございましたので、改正法案の整備をいづれの場合に仮定をいたしましたも任期の延長をお願いするのが妥当であらう、こういう趣旨で御審議願つたのであります。その後両改正法案が通過いたしましたので今日に相成つておるのでございます。今回お願いいたしました市町村と都道府県の農業委員会委員の任期延長は、さような両法案の改正といふことと直接の関係はございませんで、本年の作柄に鑑みまして供出の問題がござりまするので、供出事務をできるだけ円滑に推進したい、かような趣旨で任期延長をお願いしておるのであります。

○清澤俊英君 そうしますと、何です、このたびの延長は供米に支障を来たすと思ひからということが主であつて、農業委員会法の改正を出すか出さなかはそのあとのことで、今は全然考へておらん、こう解釈してよろしいですか。

○政府委員(小倉武一君) この農業委員会法と協同組合法の改正につきましても、この前の国会のちにおきましても、事務的にはいろいろなお検討を續けております。續けておりますが、なおこの検討が足りない部分もございます。私どもとして成案を得て、この次の国会なりでこういう案で御審議願うという段取りにはこれは至つておりません。そういう意味からいたしましても、両法案の改正をするからということは、実はその理由が立ちません、非常に恥を申しまして……。そういう意味からでは、むしろ任期の延長をお願いするのは筋違いかと思ふのであります。勿論この両団体と申しまするか、農業委員会と協同組合法案の改正と委員の任期といふのは、これは無関係ではないと思ふのです、実際の問題といたしましては……。関係が大いにあると思ひますけれども、この任期の延長をお願いしておりますのは、作柄、供出の関係でありまして、この次の国会に両法案の改正をお願いするからという趣旨ではございません。

○河野三三君 議事進行について……。この農業委員会法の改正については、委員長から改めて農林大臣の出席を求めて提案の趣旨を私はつきりとさせてもらいたいと思ひます。前回においては農業団体再編成の関連において任期を延長する、こういう提案だつたのです。今度は供米の關係云々というのです。私は個人の意見でありますけれども、

でも、供米の關係云々で神聖な選挙の任期を延ばすということは理由にならんとするのです。でありますから、私は今話を伺つておりました、経済局長の提案の趣旨にも私は満足でありませう。これは又経済局長が提案の理由をすべきではない。農林大臣の出席を求めて、農林大臣の提案に対する真意を説明して頂いて、その上で私は審議に入つてもらいたい、私はこう思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 只今河野委員からお開きのよう議事進行について御意見がありました。如何でございましょうか。速記を止めて。

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて。先ほどの河野委員の御動議がありました。農林大臣にはできるだけ早くこちらへ出席をして頂きまして、農林大臣から更に答弁を求めたいと思ひました。審査は続行いたします。

○森田豊壽君 農業委員の任期延長に關する法律の改正であります。この理由は只今河野委員からいろいろの議事進行についての御意見がありましたが、この理由をいたしまして、政府が供出を完了するまでの關係から行きておくと、この際農業委員の選挙をしておくと、そういうときの供出を完了する上において支障があるといふような理由を以てこれを延期しようとしておるのであります。この問題については、この理由は私も理由にならんとするものであります。前の任期を延長いたしましたときには、条件付きで任期を一月十五日まで延長することはよろしいが、団体再編成の問題とは關係なく、これは任期を延長しようといふこ

とであつたはずであります。併しその当時は団体再編成の問題がまだ提案されてないにもかかわらず、任期を先に延長することを提案したのでありますから、それも提案されてからでいいやないかと言つたのであります。それが、そうするといふと、告示の期間も経過するので、やむを得ず前以て了解してもらいたいといふのでこれは通したはずで、従ひまして今度の理由も、経済局長のほうで出した案であるか、或いは食糧庁で出した案であるか知りませんが、この文面を見てみますと、食糧庁が農業委員の選挙を延ばしてくれないかといふことによりまして提案されたように思ふのであります。

いづれにいたしましても農林省のやつたことでありますから、どちらでありましても、その内容は別といたしまして、そういう感じが強くなるのであります。農業委員の選挙といふものが主として理由のほうに重きを置いたような感もあるものであります。私は農業委員会法といふものの一部改正と、この前出ました団体再編成とは別に、農業委員会といふもののあのあり方につきましては、今日二年半を経過したときにおきましては、相当これは研究すべき問題ではなからうかと思ふのです。農業委員会そのもののあの法律は、現在運用されております農業委員のあり方につきましては、まだ訂正すべきところがたくさんあると思ふのであります。又これは輿論に徴しても、或いは地方行政調査会のごときもこの問題についても相当批評があつて、ああいうものは必要ないと稱しておるのです。而して各県の知事會議におきまし

ても、或いは市町村長會議におきましても、こういう問題につきましては、相当必要論まで出ておるのであります。こういう点につきましては、やはりこの委員会法を改正する、又研究する必要があるもので、この選挙の期間を延ばそうといふ考へからいたしまして、又それと同時に、一面におきましては供出の問題も又あるのだといふことであるならば、初めは農業委員会といふものに対する研究が必要であるといふようなことからいたしまして、これを半年延ばそうといふことであるならば誠に至当だと私は思ふのであります。ただ供出といふものを主として考へるべきものでなく、農業委員会ほどまでも農業委員会といふものにかつて規定があります。その規定によりまして選挙期日は期日とし、又今度延ばしましたなら延ばしましたものを期日として行かなければならぬ。こんなことを、何かあつたら延ばして行つて農業委員会といふものはいつまでもこれは延ばせる、何遍でも任期を延長することができるといふことになる……。即ち理由の薄弱といふ点はこういうところにあると思ふのです。こういう点につきまして、これは食糧庁長官でなく経済局長に何かなければならぬ問題でしようが、提案されましたその内容を経済局長が経済局において本當に考へた理由であるかないかという点から、一つ私の今質問しました農業委員会に対する委員会法を一部改正する、悪いところを直すといふ考へ方があるかどうか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(小倉武一君) 農業委員会法につきましては改正を要すべき点は、若干私どもも技術的に考へてみた

場合にあるわけですが、これは再編成とか、いろいろ名前を付けるか付けないかは別として、再編成といふことを全然離れまして農業委員会の実態だけを考えまして、若干事務的にでも改正したい点は私も持つております。ただ今回お願いをいたしたこの延期は、さような改正、或いはそうでなくても根本的な改正を予定をしておつてお願いをしておるということでは実はございませんので、ありようを申しまして、私も農業委員会自体を所管しておる私どもの局としては任期延長といふことは考えてなかつたのです。ここに長官も見えておられますが、食糧供出の潮当の事情から見まして特に延長の必要があるという御意見もあり、農林省としてのそういう御意見の下で今回提案したような延長をお願いしておる、そのほかに実は何ら他意はございません。

○委員長(片柳真吉君) ちよつと私から森田委員の質問に関連して……農業委員会の委員の任期を延長するといふことは非常に不思議だと思つたのですが、提案理由を聞きますと、今年度の凶作状況に依つて供米関係から主として延長するといふ説明をされておるわけであつて、ですから、これは食糧庁の長官から実態をやはり説明してもらわんと、私は何も委員の任期は団体再編成だけで延ばすといふことでなく、ほかのもつと理由があれば私は延ばしてもいいと思つたのですが、そこをむしろもつと食糧庁長官から、供米関係からどうしても困るというところから出て来ておると思うのですが、その辺の事情をとくと御説明頂いたらどうでしょうか。

○政府委員(前谷重夫君) 本年度におきます作況につきましては、先ほども大臣からもお話があり、各委員からもお話があつたわけでありまして、御承知のように本年度の作況から申しますると、昨年度よりも一千万石以上の減収になつておるわけでございます。現在我々といひましては、先ほども大臣からのお話でございますが、最低十五日の配給量を如何にして維持するかといふことが、我々といひましては非常な課題になつておるわけでございますが、御承知のように重要な供給源を如何にするかといふことがこの課題を解決する大きな手になりなつておることは御承知の通りでございます。従ひまして現在御当につきまして、各府県と話し合ひたしておるわけでございます。現在までの間におきまして、各府県におきまして話し合ひにつきましては、話し合ひが付きましたものが約半数の二十四府県でございます。なお目下いろいろ各府県と話し合ひを続けておるわけでございますが、大体我々といひましては、十一月の中旬までには各府県との間におきまして話し合ひを終つた。そしてその下におきまして本年度におきまして供出の態勢を整えて行きまして、そうして必要量の確保に進みますが、かように考えておるわけでございますが、各県といひましては、政府との話し合ひの下におきまして県におきましての割当をきめることになつておるわけでございます。御承知のように県が割当をいたします場合におきましては、県の農業委員の意見を聞いてその割当をきめるということになつております。県で郡市別の割当をきめます

○政府委員(前谷重夫君) 本年度におきます作況につきましては、先ほども大臣からもお話があり、各委員からもお話があつたわけでありまして、御承知のように本年度の作況から申しますると、昨年度よりも一千万石以上の減収になつておるわけでございます。現在我々といひましては、先ほども大臣からのお話でございますが、最低十五日の配給量を如何にして維持するかといふことが、我々といひましては非常な課題になつておるわけでございますが、御承知のように重要な供給源を如何にするかといふことがこの課題を解決する大きな手になりなつておることは御承知の通りでございます。従ひまして現在御当につきまして、各府県と話し合ひたしておるわけでございます。現在までの間におきまして、各府県におきまして話し合ひにつきましては、話し合ひが付きましたものが約半数の二十四府県でございます。なお目下いろいろ各府県と話し合ひを続けておるわけでございますが、大体我々といひましては、十一月の中旬までには各府県との間におきまして話し合ひを終つた。そしてその下におきまして本年度におきまして供出の態勢を整えて行きまして、そうして必要量の確保に進みますが、かように考えておるわけでございますが、各県といひましては、政府との話し合ひの下におきまして県におきましての割当をきめることになつておるわけでございます。御承知のように県が割当をいたします場合におきましては、県の農業委員の意見を聞いてその割当をきめるということになつております。県で郡市別の割当をきめます

という、同時に更に郡で町村別の割当をいたしまして、更に町村におきましては部落別或いは個人別の割当をいたすことになつておることは御承知の通りでありまして、昨年度の例を見まかしても、大体十二月の下旬から一月にかけてまして末端割当が行われるということが昨年度におきまして現実の事態になつておるわけでございます。特に本年度におきましては、作柄の良悪が、作況によりまして同じ郡におきましても町村別に非常に差異がございするし、又同じ町村内におきましても、品種によりまして、或いは場所によりまして非常に作況の差異がございします。従ひまして本年度におきまして割当につきましては非常に慎重な措置を要するわけでございます。割当の問題は量の問題もございするが、同時に公平な割当といふことが非常に重要なことでございます。従ひまして従来から割当につきましては検見をし、そして従来割当の点につきましては、農業委員におかれまして十分その点について本年度の作柄については検討をされておるわけでございます。そういう今までの作況の検見その他の積重ねの上におきまして初めて個人別の割当が行われることによつて公平な、そして均衡ある割当ができることによつて、又供米が完全に円滑に遂行されるということをお願いいたしておるわけでございます。その際に選挙といふことによつて交替が行われる、又いろいろな点におきまして、その割当事務或いは又更に作況の検見の事務といふふうなことが停滯いたしますことは、本年度の集荷の目標、観点から行

○政府委員(小倉武一君) 何と申しまするが、農業団体再編成と申します言葉の由来についての御質問でございますが、私も農業団体再編成といふ言葉は、実は何と申しますか、公式には使つた覚えがございません。併しいつとなく、いわゆる再編成といふたようなことで、我々も言わないと他人に通じが悪いといふふうなことも相成つておるのでございまして、又この前御審議願ひました両法案の内容が、中味から申しまして農業団体の再編成といふていいかどうかといふことについていろいろ御議論もございまして、私も私どもとしては必ずしも再編成といふたふうには、現在でも、この前の法案を願ひました場合に考えておりませんのでございします。

○北勝太郎君 今の御説明の通りなんですが、大体目的は全く違ふのです。両者の目的は全く違ふ。而して性格も又全く違ふ。これを同じに比較して再編成として同時に論じているということに私は大きな間違いがあるのじやないかと、こう思うのですが、御意見如何ですか。

○北勝太郎君 今の御説明の通りなんですが、大体目的は全く違ふのです。両者の目的は全く違ふ。而して性格も又全く違ふ。これを同じに比較して再編成として同時に論じているということに私は大きな間違いがあるのじやないかと、こう思うのですが、御意見如何ですか。

○政府委員(小倉武一君) お母ねの趣旨は、農業委員会と協同組合といふものが性質が全く違ふといふことで、それを一緒にして団体の再編成といふふうに使つておるのには間違いではないかという御指摘でございますが、私もどうもそういう御指摘のような面が非常にあると思つております。農業委員会と、何と申しますか、行政の附屬機関であり、協同組合は自主的な農民の団体であるといふ建前からいたしましても、そのことは明瞭である次第であります。ただ改正案を考えます場合に、農業委員会の今後の持つて行き方、或いは改組のいたし方、或いは協同組合に対する考え方、或いは国家の援助の仕方といふこと如何によりましては、若干そこに機能のどちらに属したらいかがといふたような問題となり得るものがあるわけでございます。そういう意味において両者を相互に見合せて問題を考へて行くといふようなことが必要でございまして、同時に御審議願つたという経過になつておりました、根本の筋を申しますれば、これは御指摘のように全く言つていいか、要するに違つたものであるといふ本筋は私は動かさないものであるといふふうな今でも考へております。

○北勝太郎君 昨日も予算委員会、農林大臣が米の問題について説明をし

ておつたのでありますが、日本の食糧事情はやはりどうしてもまだ、供米制度というものはやめることができないという答弁をしておるのです。そこでも供米制度だけについて考えましても、農民は何とかして一つ自分の供米が有利に完全に行くようにという念願を持っておつて、そうして是非一つ農業委員というものに働いてもらなきやならんという考えで、その目的で選挙しておるのです。そのような目的で農民が選挙しておるにかかわらず、そんなものは要らんのだということはおかしい。農民の意思を全く無視して中間の人たちがそういうことは要らんとされても、これは借米問題のごときは円滑に行くはずがない。従つて供米問題を計画をされて引受けるからには、総合計画をやつて、成るべく供米制度がうまく行くように一つやになきやいかんという事で農業委員というものは働いておると思うのです。そうしてみると、いろ／＼な点から考えてみて、協同組合というのは組合員は資格がきまつておる。農民が誰でも彼でも全部協同組合員になるわけじやないのです。従つて自分らの意思を本当に代表する者はやはり農民みづからが選挙した農業委員でなければならん、こういう工合に考えておるのです。ところが第三者の人たちは頻りに農民の意思を無視して、それで農業委員不要論をやつておるのには実にけしからん。百姓の意思というものを全然無視しようという考えがあるからいけないのです。そこでこういうことについては是非一つ供米をする百姓の意思を尊重してもらわなければならん。議会が百姓の意思を尊重しないというよう

なことがあつては大変だと思つてののです。こういう点をあなた方はどういう工合に見ておられるか。いわゆる協同組合の組合員というものは、これは加入、脱退が任意なんです。この頃協同組合が不振のために随分脱退する人たちがたくさんある。この脱退する人たちは米を供出しながら発言権がないという、こんな無情なことをしてはいけません。私は是非これはやはり供米制度のあるうちは、これはやめることができないし、又やめると農民感情と全く違つたものになる、こう考えておるのではありませんが、当局の御意見を伺いた

い。

○政府委員(小倉武一君) 主として供出制度と農業委員会との関連についてのお尋ねでございます。供出制度というふうな制度を円滑に運営するためには、現状のような農業委員会がそのままではいかんかというところについて、なお問題がございます。ところが、農業委員会が以て企図いたしましたような機能を営む機関があるということ、私は必要だと思つております。これは現状から申し上げますばかりでなくて、沿革から申し上げますと、食糧管理法の施行規則によりまして、食糧調整委員会というものが当初設置せられました沿革から申し上げますと、供出という事柄だけを論じましても、恐らく不可分のものとしたしまして、こういう制度が私は必要だというふうに思つております。

○北勝太郎君 そういう工合でありますならば、政府の態度を僕はここではつきりしなければならんと思う。何だかどうも両方に関係があるのかのごとく説明をして行くからこういう問題になるのである、こういう工合に思

われる。それがために二つの団体に無用の摩擦を起さしておる。これは実につまらんことである。そういう無用の摩擦を起さずに行かためには、政府は毅然たる態度を示さなければならん、前の議会のときでありましたか、どうも政府の態度がいまい、なんです。突込まれるようにやつておる。そうすると、どうも政府の考え方は、どうもかして再編成というものと結び付けて、これをこんがらかして行こうというふうな考えがあるのではないかと私は疑つておつたのでありますが、今伺ひして、そういうことがないということがわかつたのでありますが、ここをやつぱりはつきりとけじめを付けておいてもらわなければ困る。

○佐藤清一郎君 私は農業委員会の選挙の問題であります。これに関連いたしまして、本年第十六国会に提案された農業委員会法の一部改正法案が流産した、それによる予算案は通過したものであります。これについては頭流産してしまつた。これについてこの予算案をどういうふうにお使いになるのか、殊に今年のような非常に凶作として取上げられておるときに、今いろいろ當農資金の融資にしても、或いは農業保険の支払においても困つておるといふときに、この資金をどういふふうにお使いになるのかというのが第一点であります。第二点は、只今北委員が言つたように、農業団体の再編成であるかどうかはわかりませんが、農業協同組合法の一部改正法案も提案された、それを来年度にこの法律案を通す意思が、又再び提案する考えがあるのかないのか、若しこれがあるとすれば、私は今回の選挙の延期も意

義があると思つておるわけですが、提案する意思がないというならば、私はむしろ農繁期を避けて一月か或いは三月頃選挙を施行して、全国の農民の一番忙しい時期に行われるような選挙こそ避けるべきではないかと考へております。選挙は一日でありましたが、農民は委員を選ぶためにいろ／＼部落常会を持ち、又いろ／＼手間がかかる。それで田植を終つた直後における農民は非常に除草、田の除草も畑の除草も、或いは麦の収穫等におきましては、手雨が続いたあげくにおきましては、手足を間違えるほどの忙しさを感じておる。そういうような時期に選挙をやられるということは農民として甚だ迷惑千万であると思つておる。従つて農業団体の再編成をするという意思があるならば、一月選挙を行われることも意義があるから、あえて私は原案を云々するわけではありませんが、再編成しないならば、むしろ三月延期ぐらいにして、四月頃選挙を施行するのが妥当ではないかと考へるのであります。この二点について一つ経済局長の御返答を願ひます。

○政府委員(小倉武一君) 最初の予算の問題でございますが、農業委員会に關する予算と協同組合中央会に關する予算と二つに相成つておりました。農業委員会に關します予算のうち、市町村の農業委員会に關します予算は、本案とも勿論關係はございません。けれども、現行の農業委員会法によりまして、ほぼ同様の予算が必要なる数字でございます。その予算を案は実行いたしておるのであります。県の農業委員会につきましては、一県当たり十萬円の調査費がございまして、これ

は新しい改正法案に關連のある予算という事で使つておりません。それから全国の農業委員会會議所、この助成金六萬圓も使つておりません。それから中央会の助成八萬圓、これも現在使つておらないのであります。これを今後どうするかということはおそらくの推移を見たいと思つております。それから協同組合法、農業委員会の改正法案を來たるべき国会に提出するかしなにかということに關連しての期間の問題でございますが、私どももいたしましては、只今のところ具體的にどうするかという見通しはございせんが、やはり何らかの改正ということが必要である、農業委員会法、協同組合法、それ／＼改正が必要であるという考え方を現在でも持つております。ただこの前御審議願ひました両法案のままであるかどうかということについては、なお省といたしましても決定をいたしておりません。それから延長の期間を三月にするか、六月にするかという点でございますが、この点も私ども若干考へたのでございまして、けれども、三月ということでは本年の作柄を見まして、なお供出との關係から十分ではないか、勿論例年の、去年あたりの供出の状況で行くと、三月で十分であるというふうなことも言えると思ひますけれども、本年の状況が昨年より随分遅れて参つておるといふようなことから六月というふうな農繁期の問題もございまして、その点も勿論十分でございせんが、春の農繁期を過ぎたからということになりますと、やはり勿論三月の場合も農繁期の問題は或る程度回避できると思ひま

すが、そういう意味も多少は考えておつたのであります。

○河合義一君 先刻来政府委員の答を聞いておきますと、公平なる供出の割当をするために現在の農業委員のほうに便利であるというように私は聞いたのですが、河野委員も申しましたように、選挙というものは最も厳正でなければなりません。個々の理由によりまして、これを左右するということはいけないと思うものであります。さて公平なる割当をするために現在の農業委員ではいけない、新たな委員でなければいけない、新たな委員でなければいけない、これは私は思はないと思うのです。委員は留任を許されておるのでありますから、この際任期が来たるならば断然適正なる農業委員を選出するということが最も至当ではないかと私は思うのであります。それに対しては政府委員の意見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) これは勿論委員の任期というものは法律上きまつておることでございますが、改選時期に改選するといふことが、これは理の当然でございます。御指摘の通りに適任者は再選されることも勿論認められておるのでございますから、なお更さういふことでございます。特に選挙をする農民と委員との関係から申しましても、あらかじめ定められた任期で以て選挙して行くということが望ましいし、又それが当然であるといふふうには私も思ふのであります。ただ本年の作況から言ひまして、収穫時期が相当遅れ、又収穫高の把握につきましても、予想の時期によりまして變つて来るといふことがございまして、割当にもなか／＼困難をする、こういう事情で

ございまして、丁度農業委員会が供出事務にタッチしておるわけでございまして、その事務の途中において委員が交替をするということになりますと、制度本来が狙つておる供出を円滑にするということに却つてひびが及びはしないか、勿論これは国家的な要請である仕事でございますと共に、農民のほうから申しますれば、割当は公平にして納得行くような供出をするという建前でございますので、やはり途中で代ることはその点から如何かと存ぜられますので、任期の問題につきまして御審議をお願いして、延期して頂けませんならば延期して頂いたほうが適當ではないか、かように考えたのであります。

○政府委員(前谷重夫君) この供出の割出につきまして補足的に申上げたのでございまして、御承知のように供出の割出につきましては、各府県におきましても、勿論農林省といたしましては統計調査部が作況報告をいたしておりますが、具体的に各府県におきましても数回の検見によりまして作況調査をいたしまして割当の公平を期しておるわけでありまして、これは町村におきましても勿論であります。県におきましても同様でございますが、農業委員会が一体になりまして、数班に分かれて、数回に亘つて積上げておるわけでございまして、特に本年度のようには作況の上り下りの非常に変化の多い時期におきましては、従来の検見の状況とその後の状況、更に今後の変化の状況といふことが、一回の検見、二回の検見、三回の検見と、こういう形からして積上げられて初めてそこらに妥當な結果が生まれるのじやなから

うか、かように今年の作況につきましては特にその感を深くいたしておるわけでございまして、只今の河合委員の御意見もございまして、やはり途中において人が変わる、これは重任される場合も勿論ありましようけれども、一体となりまして相互に比較検討いたしております状況におきましては、我々供出の面からいたしますと、そういうことのないようなことが非常に望ましい、かように考えておるわけでございまして。

○清澤俊英君 この農業委員会とだけ限つたわけじゃないのですけれども、供米について供米奨励推進費ですか、そういうようなもので供米をまあとにかく奨励するために費用が農林省から各農業団体に出ていますが、それは大体全国でどれぐらいの額が出ていて、そして農業委員会等には大体どれぐらいの率で廻しているのですか。

○政府委員(前谷重夫君) お答え申し上げます。これは委託集荷費として予算に本年度におきましては四億計上いたしております。昨年度は四億五千万円ということになっております。この費用につきましては、これは各府県に對しまして供米を促進いたしますために、旅費その他の会費として、反別、旅費その他の会費として、反別の関係、或いは人口の関係、或いは供出量の関係その他いろいろな要素からいたしまして各府県に配分をいたしておるわけでございまして、各府県におきましては、この配分につきまして、供米を促進するそれ／＼の適當な方法におきまして、旅費でございますとか、或いは会議の費用とかいふことに使つておるわけでございまして、勿論割当の關係の費用として使つておる場

合もございまして。ただこの内訳が、どこへ何ぼ行くというふうな性質のものではございません。

○白井勇君 ちよつと今のお話と関連しましてですが、委託集荷費が去年は四億五千万円でした。今年は米価も上り、一切の切替費が上つておるし、而も先ほど来長官のお話のように非常に今年は供出がむずかしいんだと、こういう實際において、そろばん上それが五千万円減つた四億四千万円という計算はどこから出て来るわけですか。

○政府委員(前谷重夫君) 只今私数字の申上げ方が違ひましたので、この際訂正いたしておきますが、昨年四億五千万円ございまして、本年は三億七千二百万円というふうになつて減少いたしております。これは当初予算におきまして四億五千万円、昨年度と同様ということであつたわけでございまして、先般の国会の修正の關係もございまして減つたわけでございまして、只今の白井委員の御指摘のように、本年度の供米につきましては、割当につきましても非常に困難を感じますので、たび／＼出かせなければならぬ場合も多いと考へられますし、又割当会議も一回、二回で済むといふことも各府県においては考えられない場合も想像できるわけでございまして、従ひまして我々といふ三億七千二百万円を以て十分であるといふことは考えておらないわけでございまして。供出の状況、割当の進行状況等も関連いたしますが、これが増額につきまして、少くとも昨年度の増額は必要じやなからうかといふことで財政当局とはいへ／＼協議をいたしておる次第でございまして。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと連記を止めて下さい。

○委員長(片柳眞吉君) 連記を始めて下さい。農業委員の任期の延長に関する法律案の審議は農林大臣の出席があるまで中止いたしまして、米麦の売渡の特例に関する法律案の審議を續行したいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) その前にお諮りをいたしたいのですが、先刻白井委員から御要求のありました食糧問題の調査の件につきましては、食糧政策に関する調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。次に要求書の文案等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認め、さう取計らいます。

○委員長(片柳眞吉君) それでは米麦の売渡に関する特例法案の審議を續行いたします。政府から昨日要求いたしました被害農家に對する米麦の売渡数量の算出方法の書類が配付されておりますから、これを一応政府から御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(前谷重夫君) 只今御手許にお配りしました被害農家に對する米麦の売渡等の法律に關係いたしまする第三案におきまして、農林大臣の定める数量、この数量について資料の御提示をいたしたわけでございまして、そ

の考え方につきまして御説明いたした
と思います。考え方といたしまして
は、被害農家につきまして、第二条に
おきまして「冷害等による著しい減収
のためその生産に係る米麦又は雑穀が
その農家の飯用消費量に著しく不足す
る」場合、この場合に対しまして、そ
の農家に対しまして、只今お配りしま
したような考え方をいたしておるわけ
でございます。

第一は、二十七年産米におきまして
の供出農家が、冷害、災害等によりま
して飯米の不足量を来したの場合と、
従来共に非供出農家でございますが、
更にそれが冷害等のために著しい減収
を生じた場合と、この二つに分け
て考えておるわけでございます。昭和
二十七年産米につきまして、供出農家
でありながら本年の減収によつて転落
いたしました農家につきましては、米
につきましては、消費者の配給量でござ
います平均の二合七勺につきまして
各県別の米食率を加えますと、大体一
合八勺乃至一合三勺になると思いま
す。それに加配量の米を一合加算いた
しまして、大体二合八勺乃至二合三勺
程度におきまして米を配給、売渡すわ
けでございますが、更にそのほかに麦
を配給いたしたい、その麦は米の配給
量を四合から引きましたその差額一合
二勺乃至一合七勺を麦を以て売渡をい
たしたい。かように現在考えておるわ
けでございます。二十七年産米におきま
しても、非供出農家でありまして、本
年度も非供出農家でありまして、作柄
の不良のために、その飯米を食い尽す
時期が早くなつて、配給を受ける日数
が非常に早まった場合の農家につきま
しては、米につきましては消費者と同

様の二合七勺に米食率をかけた一
合八勺乃至一合三勺を配給いたした
い、その四合と米の配給量との差額が
二合二勺乃至二合七勺を麦を以て配給
いたしたい、かように考えるわけでご
ざいます。

○委員長(片柳眞吉君) 県別の米食率
についてですが、さつきの説明で行く
と、本来の生産県が今年の凶作で今年
限り消費県に転落したものは、さつきの
説明で行くと、例えば二十日の分が
十五日になつたり、消費者のほうは、
消費者のほうといつては問題があると思
うのですが、消費者のほうは或いは
やむを得ないとしても、その率は、こ
れは何ですか、この生産者の米食率に
も今年限りの消費県に転落した米食率
が掛けられるわけですか。

○政府委員(前谷重夫君) 大体そのよ
うに考えております。と申しますのは、
御承知のように、従来も或る程度
の作柄の変化等によりまして供出農家
が転落する場合もございまして、これ
は従来共に消費者として取扱つておる
わけでございますので、ただ今回の全
般的な作柄のために特に安く売るとい
う問題と、それから延納売却をする、
こういうことを考えたわけでございます
して、特に又従来の場合におきまして
は、供出農家につきましては加配量が
ないわけでございますが、供出農家に
つきましては、更にそれに加配量を一
合くつ付けた。ただ我々といつたしま
しても、こういう場合におきまして農
家の凶作による減収によりまして食糧
の不足の問題もよくわかるわけござ
います、同時に又全体的な食糧需給
の関係もございしますので、できるだ
けその許す範囲において最高限度にや

りたいということを考えたのが、只今
申上げた考え方でございます。

○委員長(片柳眞吉君) 他の委員のか
たも御質問があると思ひますが、消費
者の米食率を減らす、而もこれは今年
の何というか、やむを得ざる凶作で消
費者に転落しただけで十五日にするだ
い、これもひとひといふ、こう思うので
す。それは別として、米作農家の米
食率まで消費県に転落した、これは非
常にひどいと思うので、これはちよつ
と了承できないというか、要するには
つきり言へば凶作のひどい県は米の配
給が少いということになつてしまふの
だね、これはあとは意見になります
が、それに間違いないわけですね。

○政府委員(前谷重夫君) お答えいた
しますが、実は御承知のようにこの制
度と従来の米の配給制度と申します
か、農家配給の制度、この関連が非常
にむずかしい点がある、従来の場合
におきまして、やはり従来の場合にお
きまして、前年供出農家でございます
たものが転落をして何する場合があ
うと思ひます。又本年度の場合にお
きまして、供出数量が非常に少いた
めに今年度の被害の程度が非常に軽
くも転落する、こういう場合もあるわ
けでございます、従来は方法といたし
ましては、そういう場合は配給を受け
る、農家配給といたしましてこれを取
扱つておるわけでございます。そこで
この制度におきましては、価格の問題
と延納の問題におきましては、區別を
いたすほかに、更に数量的にもさうい
う農家と區別をいたすという事は非常
に現在の制度上むずかしい点がある
といふことも御了承願ひたいと思いま
す。

○白井勇君 委員長の御質問と同じこ
とですが、これは東北なり、米どころ
は今までとにかく消費地の飯米に協力
しておつて、何十年に一遍のこういう
冷害を受けて、今年くらいは助けても
らえるだろうという実に素朴な感情を
持つておるわけですね。その場合今委員
長の御指摘のやうな点に、これは一体
この間青森なり、岩手のほうはきまつ
たと言ひますけれども、これは向うか
ら来ておる知事なり、農業委員は承諾
したのである。

○政府委員(前谷重夫君) 十五日の配
給日数にするということにつきましては
は県と打合せたわけでございます。

○白井勇君 従つてこういう事態が出
るといふことも了承しておるわけだ
か。

○政府委員(前谷重夫君) これは具体
的にはこの問題につきまして協議は
いたしませんでした。従来の農家配給
の建前から申しますと、当然農家配給
の場合におきましては消費者と同様の
取扱ひをするといふことは各県共に
その点は御了承があるものであります。
ただこの法律の制度を運用するにつ
きまして具体的に御相談したことは
ございせん。

○白井勇君 私は重ねて私の気持ちを
上げておきますが、やはりこいつは何
とか考えられるものならば、大したこ
とは数字的に言ひましても違ひない
のだと思ひます。だからやはり従来
の農民のその努力に報いるやうな親心
といふものを、こういう際にちよつと
鱗を出しておくといいことは、食糧庁
とされましてもやはりこれは一つの善
政じやないかと思うのですが、それ

上申上げませんが、善処をお願いいた
します。

○政府委員(前谷重夫君) 只今の白井
さんのお気持は我々も実はその点は十
分わかるわけでございますが、ただ普
通でございますけれども、農家配給とい
うものは大体年に百万石以上のものがあ
るわけでございます。それと、これも
その農家配給の中の一部のものでござ
います。これが本年度におきましては
相当従来のベースにおきまして農家
配給が増加するわけでございます。そ
の農家配給の中におきまして、あなた
は数量は甲だ、あなたは数量は乙だ、
こういうふうな量的に區別することは
如何だろうか、ただ非常に作柄によ
りまして被害を受けたわけございま
すから、価格の点なり或いは延納の
点を以て措置いたしたい、特に従来は
米だけでございまして、単作地帯にお
きましては麦はない、それに麦の分を
更に加えて、これも政府がほぼ生産者
価格並で配給する、こういうことをい
たしたわけでございます、若しこの
量を高めるといふことになりま
す、やはり全体的にその間の區別とい
うことが非常にむずかしいことになる、そ
れで実際のには全部さういふ形になり
しないか、そういう需給の面において
非常に困難を来したといふ点も御了承
願ひたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) この問題は政
府の方針はつきりしておりますので、
と、あとで委員会に附帯決議を付ける
とか、その他の問題で相談をしたいと
思ひます。

○宮本邦彦君 今に關連してこの間
新聞で見ますと、バック・ペイの豊凶
係数ですね、あれの誤差修正と言いま

すか、あれが五百円の場合は二・五%でしたか、それから今後豊凶係数が変わつて来る、そのときには誤差係数というか、修正と言いますか、あれは四・五%くらいになるのじやないかというようなことが出ておるのですが、そういうものとは関係ございせんか。

○政府委員(前谷重夫君) 減収加算額についての算定方式につきましては、実はあの新聞の何は麦の場合を適用して算定したのじやないかと思ひます。あの場合におきましては厳格な意味での算定はいたしませんで、一応米価審議会におきまして差当り五百円程度という事で、何と申しますか、一つのつかみとして、これ以上に下ることはなからうということで加算をいたしたわけでございます。これの算定方式につきましては、いろいろ現在資料を整えまして、更に米価審議会に小委員会をお計らいで置いて頂けることになりそうでございますが、その小委員会では算定方式の検討をして頂く、それから実収高が大体十二月の下旬にはできるかと思ひますが、算定方式がきまりまして、それから実収高がきまればそれでやつて行けるということで、この問題とは関連ございせん。

○宮本邦彦君 関連はないけれども、あれで修正するということは、少くともこれだけを修正するということが米の量にたつたおる問題じやないのございせんか。

○政府委員(前谷重夫君) お答えいたしますが、米の集荷の問題として減収加算額を云々するというものではございせん。勿論それが或る程度加算されますれば、集荷の面にも影響があり、又或いは好影響があるかと思ひ

ますけれども、直接集荷対策として考へるという考へ方ではなくして、やはり一つの制度として減収の場合には減収加算額を考へて行く、その算定方式はこうあるべきだということに考へておるわけでございます。

○委員(片柳眞吉君) 私からちよつと質問を二、三して参りたいと思ふのですが、第四條の米、麦についての売却価格が大体示されておりますが、特に大麦、裸麦、小麦については具体的な金額が示されていませんが、現行の政府の売却価格は、これはそれ／＼幾らになりますか。

○政府委員(前谷重夫君) 現在の売却価格について申し上げますと、普通小粒小麦につきましては……。

○清澤俊英君 これについて一つずつ出して下さい、三、四、五で……。

○政府委員(前谷重夫君) 大麦につきましては、包装込みで千七百四十二円でございます。従いまして包装を八十円といたしますと、二重包装の場合とその他の包装の場合と違ひますが、これが差引かれることにならうかと思ひます。でありますから包装込みで千七百四十二円でございます。

○清澤俊英君 包装付きでしょうか。

○政府委員(前谷重夫君) 包装付きでございます。小麦の……。

○委員(片柳眞吉君) でそれから法案に書いてある千六百三十七円とか、千九百七十二円に相当する現行価格、こういうことですか。

○政府委員(前谷重夫君) お答え申し上げます。この第三の条の大麦につきましては、政府の買入価格は千七百十七円、これは包装込みでございます。従いまして、これから八十円を引きました裸

価格が千六百三十七円になるわけでございます。ですからこれは裸の価格でございます。裸麦につきましては、政府買入価格は包装込みで二千二百七十三円でございます。従いまして八十円引きますと二千百九十三円になります。小麦につきましては包装込みの政府の買入価格は二千五百十二円でございます。八十円を引きますと、ここにございまして千九百七十二円になります。従いまして、ここにありまする価格は政府の裸の買入価格と、かように御了承願ひたいと思ひます。なお売却価格につきましては、普通小粒大麦につきましては千七百四十二円。

○委員(片柳眞吉君) 一般の現行売却価格が……。

○政府委員(前谷重夫君) 千七百四十二円、これは政府の玄麦の売却価格でございます。それから裸麦につきましては二千二百九十四円、普通小麦につきましては二千四百円。

○委員(片柳眞吉君) そこで、私はこれは今日は根本的議論をするわけではないのですが、第四條で、国内産米穀のほうもいわゆる米価を自身で、奨励金なんかは入つておりませんから、食糧庁の全体の買入価格より大分安くなつておる。今お話の小麦、裸小麦も現行売却価格よりも或る程度安くなつておる、外米も同様であると思ひますが、そうすると、災害地帯に米麦を安く売つておられますが、更に加えて、冷害地帯にもこの価格で売りますると、相当食糧会計に赤字が出ると思ひますが、ね。大体どのくらいか、用途になりますか、これを消費者に転嫁する方針かどうか。これは米価審議会で大きな問題になつておるのであります。

○政府委員(前谷重夫君) この問題にいたしたいと思います。

○政府委員(前谷重夫君) この問題につきましては、我々もいたしまして、一つの食糧管理の面との関連もございまして、主として災害対策といたしたわけでございます。従いまして、これにつきましては水害地の場合におきまして、現実売却いたしました価格との差額につきましては、一般会計からの繰入を、数量が少なかつた関係上金額が少のうございしますが、繰入をいたしまして、繰入と申しますか、損失補填を受けておるわけでございます。この法案に基きます場合には、明瞭な見通しが立ちませんので、一応取りあへず推定されるものにつきまして、或る程度の損失補填という形で現在一億六千万円程度の繰入を本補正予算におきまして、繰入と申しますか、損失補填を受けることになつております。従いまして考へ方といたしましては、当然これによります損失は一般会計からの補填を受けるべきであるというふうには我々は考へておるわけでございますが、実績がわかりまして、その損失が明らかになりました場合には、今までは、食糧会計全体の他の部門との関連もございまして、今後とも検討をいたさなければなりません、取りあへずの措置といたしましては、或る部分の繰入、損失補填を受けておるということになつております。

○委員(片柳眞吉君) ちよつと私おかしな質問かも知れませんが、水害関係の法案は二十四の法案ができておつて、全然予算措置が今日まで講ぜられておらないですよ。今度の国会でやつておるわけであつて、何か今回の第一次補正前に水害関係の食糧の安売りの補填金があつたわけですか。

○政府委員(前谷重夫君) この飯米の安売の問題につきましては、法案が通りましたから、各県と具体的に相談いたしまして、飯渡しを物としてはいたしておつたわけでございますが、府県指定ができましたので、それに基きまして政令を公布いたしました、実質上の形にいたすわけでございますが、物といたしましては、一応飯渡しの形にいたしたのであります。その現在まで飯渡しをいたしましたものにつきまして、その数量と損失金との差額というものを、一般会計から本予算におきまして損失の補填を受けるという形になつております。

○委員(片柳眞吉君) そうすると、今出ている水害関係の三百億の中にそれが入つておりますか。

○政府委員(前谷重夫君) 入つております。

○委員(片柳眞吉君) 冷害関係の一億六千万円も今回の百十五億の中に入つておるわけですか。

○政府委員(前谷重夫君) 入つております。ただ冷害関係の場合におきましては、数量等が未確定でございますので、一つの推定と申しますか、一応の金額を繰入れておると、かような関係になつております。

○委員(片柳眞吉君) それからもう一つ質問します。第三條の農林省が府県に売る、それから府県は市町村に売ると、こういうことになつております

○委員(片柳眞吉君) それからもう一つ質問します。第三條の農林省が府県に売る、それから府県は市町村に売ると、こういうことになつております

○委員(片柳眞吉君) それからもう一つ質問します。第三條の農林省が府県に売る、それから府県は市町村に売ると、こういうことになつております

が、公共団体の市町村に実際売却事務までやらせるのか、或いはこれは被害農家に対する飯米でありますから、実際上はその町村の農業協同組合等が扱うのかどうか、これは府県では必ずしもはつきりしておらないのです。その点どうなんですか。

○政府委員(前谷重夫君) 流買の相手といたしましては、この法案にもございますように、政府が府県、更にその市町村というふうに、契約の相手方としては府県になっております。ただ物の受渡しの面等におきましては、その売却を受けたことになりまして、農協組合がその実務は代行するという形になろうかと考えております。

○清澤俊英君 この麦の流渡しですね、この包装費であります、実際取扱われるときは、やはり裸では送らない、包装して送るでしょうが、その場合には包装費は付けるのですか、くれてやるのですか、実際の取扱いは……。

○政府委員(前谷重夫君) これは裸価格でございますので、裸価格としまして、ほぼこの程度の価格になりますように、包装につきましてはこれを加算して売却いたしたい。包装費は安くという考え方でございまして……。

○清澤俊英君 面倒くさいことをやつたものですね。これはどうも面倒くさい話だ。

○政府委員(前谷重夫君) ただ包装費をここに掲げませんでしたのは、御承知のように包装の種類が非常にたくさんあります。従いまして一々価格を書

かなければならないということで、裸価格を掲げたわけでございまして……。

○森田豊壽君 只今流渡の対象は県を相手にしてやる。そうして県は町村に對して流渡するというものであります。が、その取扱いは各県で、農協なら農協、或いは業者なら業者ということとはきめるわけでありませんか、どうですか、それを一つ……。

○政府委員(前谷重夫君) 取扱いににつきましては、売却の相手方でございます。府県で決定することになろうかと思ひます。ただこれは対象が農家でございます。農家の場合におきましては、殆んど農業団体が取扱うことにならざるを得ない。現に水害の場合におきましても、そういうふうになつております。

○清澤俊英君 実際問題として、これは受渡しの場所は倉庫になるのですか。運賃は国で持つて原価で徴収されるのですか。

○政府委員(前谷重夫君) 農家に渡す価格は、ほぼこの程度になるようにというところでございまして、受渡しの場合としては、我々もよりの最末端の駅くらいまでは政府運送しなければならぬ、かように考えております。

○白井勇君 今のこれは、この前もちよつとお尋ねしたのですけれども、大体精麦の場合ですと、製品二十キロにつきまして大体八百円、ところが原麦でありまして場合、今のお話のように、できるだけよりの駅まで持つて行くというお話ですが、これがその賃加工業者なり、精麦業者に委託されるわけですか、ないところは……。そう

おりますのは八百円ですが、それと同じように八百円ぐらいの価格で大体原麦の場合でも農家に渡すという計算をやつていらつしやるのですか。実は加工業者は最近非常に混んでおりますから、大問題になるらしいのです。それと、この間も申上げたのですが、中に入りまして、結局農協の幹部と加工業者との間にいろ／＼取引があつて、むしろ政府から精麦をもつた場合のほうが安く行くのじやないかという話があります、その辺どうですか。

○政府委員(前谷重夫君) その問題は大体我々としては殆んどその程度にならうかと思つておりますが、まだ御承知のように加工の場合におきましては、「ふすま」価格をどう見るかというよう

な「ふすま」といいます、副産物価格をどう見るかということによつて、その価格の加工賃とその副産物価格との関連が相当あると思うのです。普通副産物の価格の高い場合におきましては、相当加工賃が安く行きます、又これを農家が引取る場合の関係、その副産物価格をどう評価するかという問題で、具体的なケースとしましては、副産物価格のその土地におきましては、格、或いは農家におきましては、副産物の需要度というようなものからして、具体的に多少の違いがあるのじやないか。大体普通の形におきましては殆んど似たところに行くのじやないか、うかというふうな考へております。

が、只今の御指摘のように、加工工場が非常に混んでおる、こういうような場合におきまして、そういう場合もあろうかと思ひますが、実は我々とい

たしまして、これは事務上の点で恐縮でございますが、或る程度まとめた

数量にいたさない、運送の関係においても非常に不便が生じるわけでありま。まとめた形にいたしますということになりま。と、やはり精麦といふものの機関が少いというふうな関係で、できるだけ原麦にいたしたい、かように考へております。

○白井勇君 ちよつと細かい問題ですが、末端におきまして、例えば加工を委託します場合に、現在政府で委託加工をやつておりますと同じような条件ですと仮定しました場合に、今の二十キロにつきまして二十七、八円、それよりも加工賃を超過するものは、不当に高いのだというふうな考へて差支えない筋合のものです。

○政府委員(前谷重夫君) 政府の委託加工をいたします場合におきましては、白井委員御承知のように、一定に設けた委託料でやつてゐるわけでございまして、これはその場合の価格と、それから現実に委託する場合の価格との違い、それよりも高ければこれは不当であるかという御質問でございます。が、実は政府の場合における委託加工の場合は相当大量の委託加工でございまして、そこで小口の委託加工の場合と、直ちにそれが比較できるかどうか問題でございまして、我々といつたしましては、政府の委託加工が一つの標準になるのじやないかというふうには考へておりますが、これを具体的に委託料が高いかどうかということは、条件によつて違ひし、量によつて違ひしと思ひます。

○森田豊壽君 只今の流渡しをする場合における米麦の手数料というものは、取扱手数料というものはきまつて

いるのですか、各県で定めるわけですか。

○政府委員(前谷重夫君) 我々といつたしまして、過去の水害等の場合におきまして実績等を考へ、検討いたしておるわけでございまして、これからきめるわけでございまして……。

○森田豊壽君 それは政府のほうが表示しまして、それから各県が又……これは各県によつて違ひするわけですね、配給の困難な県と便利な県とあるわけですから、それにそへ行つて又違ひということになるのですか、それとも政府は各県別に手数料をきめてゐるのですか。

○政府委員(前谷重夫君) 我々といつたしましては、県の配給の関係におきましても、各県によつてそれ／＼違ひと思ひますから、大体県別に御相談をいたして参りたい、ただ森田委員の御指摘されるであらうと思ひます。県別の価格は、手数料の差によつて相当違ひたものではおかしいのではないかと思ひますが、その点は我々として十分考へて参りたいと思ひます。

○森田豊壽君 食糧長官の言われた、私聞こうと思つたところを先に言われたのですが、今のその問題は、そうすると各県において流渡価格は結局違ひということになる場合もあるのです、各県ごとに知事が手数料なんか管理して、国のほうと違ひということになりま。と、国できめた以外にそういう場合もできるわけですか。

○政府委員(前谷重夫君) 我々といつたしましては、できるだけ政府の流却価格も、それから農家に配給されま。価格も、できるだけ同一にしたいとい

うことは考えておりますが、ただ県に
よりまずと、その配給地域の関係、距
離の関係等におきまして非常に損失と
申しますか、差が起るといふ場合に
は、或る程度農家に同じような価格で
渡すようにいたしますために、売渡価
格についても考えなければならぬ場合
があるのではないかと申します。ただ
我々としても、できる限りその点につ
きまして何か合理的な方法を県にも
講じて頂きまして、できるだけ政府の
売渡価格と同一にいたしたいと思いま
すけれども、これは末端価格が一本に
なることが望ましいのでございませ
ん、どうしてもそれができません場合
におきましては、売渡価格を要するこ
ともやむを得ない場合もあるかと思
います。

非常に遅くなつて申訳ないのであり
ますが、この法案につきましては、衆
議院におきまして、この印刷は正誤さ
れることになつておりますので、正式
に衆議院から廻つて参ります場合に
おいては正誤されておりますが、只今
お配りいたしております法律には正誤
はいたしておりませんから、この際一
つその点を申上げたいと思ひます。

第一条でございます。第一条の第一
行目に「この法律は、昭和二十八年に
政令で定める地域内において生じた冷
害」この下に括弧して冷害による病虫
害を含む。括弧というふうに入
れて正誤をいたして頂きたいのであり
ます。

第二行目におきまして「政令で定め
る地域内において生じた風水害」、その
下に括弧いたしまして、以下冷害等と
いふ。括弧と、第二条に「冷害等」と
いふ言葉がございますが、これは只今

申上げました冷害と風水害とを併せて
「冷害等」といふことで、この以下冷
害等という括弧が落ちておりますか
ら、その点正誤されて頂きます。

○委員長(片柳真吉君) これは念のた
めですが、静岡県あたりの潮害とか、
或いはフェーン現象であつたやつは、
この六月から九月までの間に「政令で
定める地域内において生じた風水害」
として入つておりますか。

○政府委員(前谷重夫君) 九月までの
間の災害として入つておると解釈いた
します。

○委員長(片柳真吉君) ちよつと速記
止めて。
午後四時三十六分速記中止

午後五時十五分速記開始
○委員長(片柳真吉君) それでは速記
を始め。農業委員の任期延長に關す
る法律の一部改正案につきまして、河
野委員から質問が保留されております
から、御質問をお願いいたします。

○河野謙三君 農業委員会委員の任期
延長に關する改正の法案が出ておりま
すが、農林大臣に伺いたいのですが、
農林大臣の本法案改正の提案理由の説明
は、供米の事務に支障を来たすといけ
ないから任期を延長してくれと、こう
いうことではあります。私が言うま
つていてと思うのですが、私はこれは違
つていないと思うのです。私が言うま
でもなく農業委員の使命は供米だけが
使命じやないのです。農業委員の使命
は供米の仕事だけが農業委員の使命で
あるならば、これは私は提案理由はわ
かる。農業委員の使命の中で供米事務
というものはこれは農業委員の使命の
極く一部です。ただこれは少し世
間が騒がしく言うから、ニュース・パ

リユーがあるから農業委員の人が割合
に大きく取上げておられるけれども、農業委
員の本来的使命から言つて一部です。
一部の問題に支障があるから、その他
の重大な農地の問題、農業指導の問
題、こういう農業委員会本来の重大な
使命、この問題につきましては、む
しろ任期を延ばしたことがおかしいの
です。これは農民が選挙するのだけ
から、私が言うまでもなく、農民の側か
ら見ればこの任期によつて変えたいも
のは変えて行くのだと、いい人は又再
選するのだと、こういうことで、一般
農民は農業委員に課せられた使命全体
から考えまして、選挙の期日の近から
んことを願つておられるのです。そうい
う意味から言つて供米の事務に支障
があるから任期を延ばすといふことは
提案理由にならぬと思ふのですが、農
林大臣どうお考えです。

○國務大臣(保利茂君) 農業委員の選
挙を延期をしたいといふことをお願い
いたしておられますのは、これは私も
いたしましては無論河野委員のお話
のように、農業委員は決して供米だけ
が仕事じやない、もつと重要な仕
事を持つておられるといふこともその通り
でございますけれども、今年の食糧事
情がこういふふうには、先ほども別の機
会で御意見がございましたように、食
糧を確保いたしたために随分今年
は、本来から言へばどうかといふよう
な無理な外米輸入もやらなければなら
ないといふような実情の下に置かれてお
りますために、私も食糧当局としてま
しては、一粒でも内地米をより多く確
保するといふことに全力を注いでおる
わけでございます。そこで河野さん
の御意見のようになかたも相当あるだろ

うと思ひます。併し又同時にこの際農
家側、農村におきまして、或いは農
業委員会におきまして、その最盛期と
は申しませんけれども、非常に大事な
供米の時期に選挙騒ぎをやるといふこ
とは、どつちにしても供出のプラスに
ならない。供出を確保して行く上にお
いてプラスにならぬといふことは、も
う私の承知している限りは異口同音に
申されるわけでございます。そうい
う意味で私もとしては無論相当多く
いろいろ考えてみなければならぬ面も
ございまして、取りあへず農業
委員の任期を所要の期間だけ延長さ
して頂きたい、こういう趣意でお願いを
いたしておるわけでございますから、
どうか一つ供出上これがプラスになら
んという御判断でありますれば、これ
は別でございまして、何とか一
つ御賛成を頂きたい、こう思うわけ
でございます。

○河野謙三君 私はどうも納得が行か
ないのですが、これが提案の理由が前
回のときのように農業団体の再編をや
るんだ、従つて再編の法案が通過し
たあかつきには農業委員会の性格その
ものが變つて来るのだ、こういうふう
に前提がきまつておるから、この際そ
ういふ人たちの任期を延ばせ、これなら
私はわかる、私は農業委員の選挙をや
ると供米に支障があるといふますけれ
ども、私はその理由は納得できない、
大体農民の声を聞かれましたか、一々
聞くわけにはいかんでしょう。例えば
協同組合であるとか、又指導連である
とか、その他の農業団体の意思という
ものを聞かれましたか。私は農民の声
といふものはあなたのおつしやるよう
に、必ずしも米を出すほうの農民の側

から見ても、何も支障があるから是非
農業委員会の農業委員の任期を延ばし
てもらいたいといふ声は出ていないと思
ふ。私は政府だけの意向じやいかんと思
ふ。現在の農業委員を選んだ農民の
声といふものは一体どうするか、それ
を私は伺いたいと思ひます。農林省は
農民の声をどういふふうな手段で、ど
ういふふうな方法で農民の声を聞かれ
ましたか。

○國務大臣(保利茂君) お話のように
農民の声と言われても、結局するところ
はまあ農民団体等の御意見といふこと
になるかと思ひますが、実は私とし
ては率直に申しますと、選挙は選挙で
やつてみたらいじやないか、こうい
う考えで実はおつたわけなんです。農
業団体の農業委員長や農業団体の方々
と供出について御懇談を申上げました
ときも、異口同音におつしやるのは、
やはりこれは延ばしてもらつたほうが
いいのじやないか、こういう御意見が非
常に強うございしたもので、又こ
れ供出々々で一ぱいでいるときに、又こ
れ選挙を既定通りやつて、そのため
に支障でも出て来るやうであればとい
うことも感じまして、私もむしろ私
一方の考えならば、そうじやなかつた
らうかと思ふのでありますけれども、
もう、そういう声も農村団体のほうでも
強く申しておられまして、それでこれ
はたしか知事や農業委員会の供米に關
する連合会議を開きましたときもその
声が出て、米価審議会でもその声は強
く打出されて来ておりました。独断的
にやつたといふわけじや決してござい
ませんので……。

○河野謙三君 どうもせつばつまつて
私も何も延ばそうとしてやつておるの

じやないのです。だけれどもせつぱつまつて、千石さんが来ておるけれども、指導運がどう思うといつて聞くわけに行かない。だからそういうことは言いませんけれども、立場を変えてと申しますか、農業団体の再編成というのは少しも前提になつていないのですか、政府は来たる通常国会には成案を得て農業団体の再編成をされる御意思があるのですか、全然ないのですか、全然ないと思ふけれどもこの法案には反対です。それが具体案がないにしても、せめて何か成案を得て農業団体の再編成は通常国会に出したい、こういう御意思があるなら私は別でありますけれども、その点如何でござい

○國務大臣(保利茂君) 農業団体のいわゆる再編成の問題につきましては、就任以前から相当関係方面において、部内においても研究をいたした結果、会期等の関係はともあれ、とにかく二回に亘つて国会の御審議を頂き、遂に結論を得るに至らないというほど重大な問題であるように感じます。従いまして、それじやあの再編の問題というものは放つておくのか、決してそういうわけじやございせんので、問題が問題でございすけれども、成案を得ましたならば、これはどうしても御審議を願わなければならん、成案を得る可成ないかというところにつきましても、又実は私のような頭ではなかつても、できるものではなし、結局は事務当局の勉強に或る程度は待たなければならぬわけでありまして、まだ次の国会に御審議を煩わし得るかどうかというところまで御返事ができるところまではまだ進んでいないのじ

やないかと考えております。併し問題の重要なことは二回に亘つて法案を提出いたしましたいきさつに鑑みまして、どうしても重要な問題であるから、できるだけ早く解決をしなければならんという考えは持つておるわけにございす。

○河野謙三君 そうしますと、やりたと思つておるけれども、まだ現在のところでは成案を得てない、成案を得次第に、できれば通常国会に再編成の問題は提案したい、こういうふうなわけですか。

○國務大臣(保利茂君) そう御了解願へば結構であります。

○河野謙三君 そういたしますと、この法案によつてここで半年延ばしますね。そこで若し成案が得られないで通常国会でそのままで、どうせ五月か、六月には又臨時国会があるでしょう。その頃になりますと、又今度は農業団体再編成の問題を政府が提案したからもう三月延ばせ、半年延ばせというところが起り得ると思つておるのです。そんなことをしたらだら／＼わけがわからな

い、私は選挙なんというものはそんなに加減に扱つておるものではないと思つておる。別の問題で言いますけれども、米の登録替の問題でも、あれは消費者から見れば一つの重大な問題なんです。あれさえも政府がきまつた期限にやつていない。一方的に農林省や米屋さんの都合でやらない。ところが実は昨日も申上げたが、あなたの御家庭でもそうでしょう。米が正確に一升が一升届いていませんよ。細かいことは言いませんけれども、農林省の配給制度の欠陥から、全国の家庭に米が一升が一升届かない。従つてその制度の欠陥

に付け込んで、それに輪をかけて悪徳の米屋といふものが一升の米を九合に削り、八合五勺に削つておる。ですから消費者から言へば、こういう人たちがこそ早く米の登録替をやつてもらいたい、これもやらない。選挙の問題は重大な問題です。農業委員会の問題にしろ、意見があまりますけれども、実は悪い農業委員を選んでしまつた。農地の問題で六法全書を抱えて三百代言みたいなことをやつて、農地の問題で豫いばかりいやがつて、とんでもない委員を選んでしまつた。まあ大方の人はいいが例外的には……農業委員会というものは農民には非常に大きな問題だ。それをどういうことで簡単に延ばされては困ると思つて。今言うように、通常国会では成案が出せなかつた。それで臨時国会で出したところ、たまた／＼農業委員会の委員の選挙にぶつかつた。それで又三月延ばし、半年延ばし、そういうことは絶対にありませんか。

○國務大臣(保利茂君) あらゆる選挙制度が、とにかくこの民主制度の基調をなす、いわばこの憲法上の重要な組織制度でございすから、これを軽々しく変更するといふようなことは、これは絶対に避けなければならんと思つておる。それだけ当面いたしております供出問題に私どももいたしましては重大に考えておるわけで、今この案を出しましたのは、そこらも十分に考えてお願いをいたしているわけにございすから、この延長を更に何かに構えて、たとえどういふように団体再編等の問題が具体化しようとしても、私はこの選挙を更に延長すると

いう意思は絶対に持ちませんということとを申し上げたいのであります。

○松浦定義君 大分農林大臣は忙がしいようですから、率直に申上げます。今度のまあ延期の理由は、私もわからんわけではないのだが、いろ／＼河野委員が御指摘になつたように、本当に今年の食糧事情のために、供出を促進するためにこれは延ばすのだ、これは私はそうあつてほしいと思つておる。とすれば実際問題として今農業委員会がそれほど政府から信頼されておるかどうかという点になりますと、

実際問題として、農業委員会の考えておるような場合に政府は農業委員会に対して十分な働き得るような立場を与えていないと思つておる。そこで又この農業委員会が全国の今度の問題で大会等を通して、全く別なような動きをしておるようなことをなせなければならんかという点になりますと、いろ／＼供出の問題のむずかしさといふものがそこにおのずから出て来ると思つておる。そこで供出の最盛期にかかると云々というお話があるが、恐らく九州等は最盛期にかかると思いますが、大体の地方は供出をす

てにはや完了してしまつておるところであつて、農業委員会としては一応町村長の諮問には答えておるはずなんです。そういう意味から言いますと、必ずしもそればかりではないと思つておる。更に私は考え方が、例えば農業委員の選挙をなぜ当然行ふべきときに行えないかというところから考えて参りますと、政府自体が今申上げましたように、そういうことを実行してない。従つて私は率直に申上げますと、この農業の問題については非常にまあ固全

体からは小さいかも知れませんが、やはり政府としては国の全体、大きな問題に関するそういうことを十分考えないで、例えば一昨年のように十月にも解散をする、或いは曾つてはやはり一月の大事なときにも解散をしておる。政府自体としては、どん／＼と思つたように解散をして国民に忙しい目に合せておるにもかかわらず、この農業委員会というものを対してはなぜそんなに束縛をするか、それは今の農林大臣の前の内田農相はどうですか。僅か一月足らずで勝手にきめておる。農業委員会の仕事と農林大臣の仕事とどつちが比重が大きいかという、私は農林大臣の職責が大きいと思つておる。その農林大臣の職責すら勝手に束縛するにかかわらず、この農業委員会の、真に末端の農民が希望する委員を選定するその専ら権限を一方的に束縛するといふようなことは私は非常にどうかと思つておる。点があるのです。が、こういう点については大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(保利茂君) これは御尤もな御意見だと思つておるけれども、今回は先ほど河野さんにお答え申し上げました趣意で一つお願いをいたしたい。決してこれを手軽く私は再延長といふものを出しておるわけはございませ

ん。彼此いろ／＼考えまして、供出上何といつても国民食糧を確保するといふことが当面第一であらう、その上からいたしまして、農業委員会がどれだけのこれに積極的な協力を頂けるかどうかは別といたしましても、少くとも供出上マイナスになることを除いて参

らなければならぬ。従つてその制度の欠陥

しては不本意ながら賛成をいたすものであります。

○委員長(片柳眞吉君) 他に御発言ございませぬか。

〔採決と呼ぶ者あり〕

○清澤俊英君 ちよつと補足して……、先ほど私の申ししたうちでちよつと足らんとところがありましたので補足しておきます。(笑聲)ということは、現在の農業委員会のあり方に対しては改正すべき多くの点を持つてゐる、こういう意見は持つております。だが併し先般出された農業委員会の改正に対しては反対しておる、こういうことをはつきりさして置いて頂きます。そこで私がそういう前の農業委員会の改正法案を出すためにも、少くとも供米に名を藉りて会期を延長するというようなことが行われるならば、これに反対すると申しましたのは、改正自身に反対するのではなく、改正するためにどこ／＼までも選挙等を暴力的に延ばして、自分の考へてゐることが通るまで選挙というやうな重大なものを延ばしておくと、いふやうなことがあるならば、これは重大な問題だ、そういう意味合の、とにかくこの法案を改正するためにとうとうと、少くとも勾いがあるならば、このたびは断固反対する、こういう意味合だつた、こういうことなのです。これは暴力だ。これとこれとは全然別だ。供米一本でやるならば、これは不服でも何とか考へて行かなければならぬ。だからあとでいろいろ考へたが、こういう法案がでさつたというのならこれは別です。

○委員長(片柳眞吉君) 他に御発言ありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 他に御意見もないやうであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片柳眞吉君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定されました。なお本会議における委員長の日頭報告の内容等、事後の手續は慣例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

次に、本案を可とされましたかたは順次御署名願います。

多数意見者署名

森田 豊壽 宮本 邦彦
白井 勇 雨森 常夫
川口爲之助 佐藤清一郎
横川 信夫 北 勝太郎
河野 謙三 河合 義一
清澤 俊英 松浦 定義

○松浦定義君 先ほど私の発言中にちよつと自分の本心でないかのような言葉が二、三あつたと思ひますので、その点は委員長の手許において適当に御

処理願うやうに取計らつて頂きたいと思ひます。
○委員長(片柳眞吉君) それでは本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十一分散会